

平成16年12月15日

内閣府規制改革・民間開放推進会議御中

## 特許等工業所有権の登録業務の民間開放に対する意見

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川 英明

平成16年8月3日に公表された内閣府規制改革・民間開放推進会議「中間とりまとめ」では、特許等工業所有権の登録等業務の大幅な民間開放が望まれるとの提言がされておりますが、さらに、11月22日付内閣府HPで公表された、官業民営化等WG「個別官業の民間開放の推進について」における「答申のイメージ」によると、工業所有権の登録に関しては、民間開放（包括的委託）図るべきであり、そのために基準作りを国が行い、運用部分を民間に任せるべきとの見解が表明されています。

いうまでもなく特許等の工業所有権は排他的独占的であり、かかる権利付与に係る特許等の審査体制のあり方については、特許等の利用者である企業にとって重大な影響を与えるところから、慎重かつ十分な検討が必要であります。日本機械輸出組合(理事長 宮原賢次)は、日本のみならず国際的にも特許等工業所有権の登録実績が最も多いわが国の代表的な電子・電気・機械関連のメーカー、商社、エンジニアリング企業300社を構成員としておりますが、これまでの議論の経緯を見ると、省庁間の議論が先行し、制度の最大の利用者である企業のニーズを充分反映しないまま最終答申が取りまとめられるという懸念を強く持っております。

については、特許等工業所有権の登録・審査業務の民間開放については、制度ユーザーとしての企業の観点から、下記理由により、反対である旨の意見を提出いたします。

### 記

#### 1. 特許制度への信頼性低下への懸念

特許等工業所有権は特定の個人又は企業に排他的独占権を付与する強力な権利であるところから、その登録及び審査に当たる者には厳格な公正・中立性が必要とされる。また、国際性を持った高度な技術的・制度的な専門知識と判断能力を必要とし、統一的判断基準

により審査を行う必要がある。

しかし、複数の民間企業又は団体に特許等審査業務を委ねることは、市場競争下での企業の行動原理が差別化を伴う私的利益を極限まで追求することにあること、民間企業の利害は錯綜としており、また企業間・国際間で人材の流動性が高まっているところから、公正・中立性、公益性、守秘などが確保されないことが強く懸念される。また特許等の審査は、高度に技術的専門的な判断が必要であり、単にマニュアルに基づいて実施できるものではないことから、審査の質の低下が予想され、事後の紛争の多発も懸念される。

わが国機械企業が熾烈化するグローバル競争を展開する上で特許等知的財産権の保護と企業活動への活用がますます重要となってきた中で、民間開放による特許等登録・審査制度の信頼性が低下することは企業にとって大きなリスク要因である。

## 2. メリットは期待薄

特許等の登録・審査業務を民間開放することによって競争原理を導入して利便性の向上、迅速な処理、安価なサービス提供等を確保するというメリットが、官業の民間開放の推進原理である。しかし、そもそも現状において、上記1において述べたような公正・中立性、統一性、国際性、高度の専門性などの審査要員の資格要件を十分に満たす人材を擁する民間企業及び民間団体の存在は寡聞にして聞かない。民間企業内でかかる人材を新規にかつ継続して育成するには相当な時間とコストを要するものと見込まれる。従って、民間開放の狙いとする利便性、迅速な処理と安価なサービスの提供のメリットは期待できないのみならず、審査の質が大幅に低下することは明らかである。

## 3. 国際的調和・協力の阻害

内閣府知的財産戦略推進本部の「知的財産推進計画 2004」によると、世界の特許出願の約 80%を占める日米欧三極特許庁間で特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた特許の相互承認制度の国際調和の実現を目指すことなどにより世界特許システムの構築を目指すことが提示されており、特許審査の迅速化のための抜本的方策として期待される。また、日本企業の国際出願が急速に増大している状況で、特許協力条約に基づく国際出願の役割が高まっている。しかしながら、これらの国際的スキームは、条約等で規定されている政府当局が審査を行うことが前提であり、わが国のみ民間開放に走ることは、国際的調和・国際的協力の発展にブレーキをかけるのみならず、日本企業のみ国際協力や国際条約の便宜及び権利を享受できないおそれが生じる。

## 4. 特許審査の迅速化の施策の確実な推進

企業にとっては、特許等の審査の迅速処理は、政府当局が最優先で取り組んで頂くべき重要課題であることは言うをまたない。この点に関しては、内閣府知的財産戦略推進本部の「知的財産推進計画2004」に掲げられており、審査迅速化の目標と総合施策がすでに定められている。また、「知的財産推進計画2004」に掲げられているだけでなく、特許審

査迅速化法が成立し、そこにおいて、審査処理の促進のための今後の方向性が示されており、この方向性と整合性がなくなるのではないかと懸念される。上述したように、特許等審査業務の民間開放はこれと相反するのみならず、審査迅速化にマイナスの影響を与えるものである。現在取り組むべきは「知的財産推進計画2004」と特許審査迅速化法の施策の確実な実施であるとする。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 国際業務部門 通商・投資グループ（谷口、江川）

〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401

電話：03 - 3431 - 9348 FAX：03 - 3436 - 6455

担当：通商・投資グループ 谷口 Tel.03-3431-9348